

岩手県監査委員告示第19号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月5日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年6月9日
  - (2) 本監査実施日 令和5年8月3日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
内部統制の取組に当たり、会計事務に係る任意点検項目として設定した発生防止策に十分に取り組んでおらず、不適切な事務処理を複数件繰り返すなど、内部けん制機能が働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	業務進捗状況を確認するエクセルファイルを作成することとしており、毎月下旬までに担当ごとに入力状況を確認、全体を総括班で点検し、事務処理の遅れ、漏れの防止を徹底する。 なお、出納局が定期的に情報提供している「内部統制に係る会計事務自己点検」の取組に利用する電子帳票データ確認を徹底することとした。 また、インシデント・アクシデント表を作成し、課内で共有することにより同様・類似事例の防止に努める。